

松田 岳士  
法学研究科・教授

**【研究】**

一昨年度から科研費を得て開始した研究課題「『証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度』と証拠法」に関連して、捜査法と証拠法の関係、適正手続の概念と証拠法則などの刑事手続上の基本問題について、日本においてこれまで議論の前提とされてきたところの妥当性を検討しなおし、その成果の一部について公表した。また、比較のために、イタリアにおいて展開されてきたこれらに対応する議論の内容を調査・検討した。

並行して、訴因の特定・明示および変更に関する様々な論点について、公訴の対象事実論と審判の対象事実論を区別するという新たな観点から再検討する研究を展開した。そのほか、択一的認定に関する判例評釈や、DNA型鑑定を中心とする科学的証拠の刑事裁判上の取扱いに関する日伊比較に関する論文を英語で執筆した。また、刑事訴訟法関連の判例を従来になかった新たな観点からまとめ、解説する共著の執筆や、刑事訴訟法に関する入門書の英訳の作業を進めた。

**【研究】**

法学部においては、前年度に引き続き、「刑事訴訟法」および「演習」の授業を担当し、刑事手続に関する基本的知識を講義・演習の両形式で教えた。「刑事訴訟法」の講義は、自著教科書を基礎とした自前の教材をもとに行ったが、その内容については、学生対象の授業アンケートでも高い評価を得ている。また、「演習」では重要論点・判例の検討を行った。

法学研究科においては、「刑事訴訟法」および「同特殊講義1」を担当し、大学院学生とともに、刑事手続に関する様々なテーマ・文献を採り上げて、とくに諸外国の類似制度との比較検討を行った。また、「フランス語文献講読」の授業を担当し、民事責任と刑事責任の比較および国際法に関する文献を、数名の大学院学生とともに講読した。

なお、秋～冬学期にはサバティカルを取得したため、平成30年度は、高等司法研究科においては授業を担当していない。

**【管理運営】**

秋～冬学期にサバティカルを取得したため、全体としてはあまり管理運営には携わらなかったが、春～夏学期には、法学研究科運営委員会委員、計画室員として、法学研究科の教務事項、法学部・法学研究科の管理・運営等に関する事項の審議・決定等に加わった。

**【社会貢献】**

- ①大阪地方裁判所において開催されている研究会に参加し、意見等を述べるほか、講演を行った。
- ②独立行政法人 大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価年次報告書等専門部会委員として、法科大学院の認証評価に携わり、訪問調査に参加した。